

令和8年6月定例会 文教厚生委員会

令和8年7月2日（木）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

出席委員

委員長	井村	保裕
副委員長	嘉見	博之
委員	須見	一仁
委員	大塚	明廣
委員	木下	賢功
委員	東条	恭子
委員	井下	泰憲
委員	扶川	敦
委員	岡田	晋

議会事務局

議事課副課長	小泉	尚美
議事課主任	広田	亮祐
議事課主任	横畠	里沙

説明者職氏名

〔教育委員会〕

教育長	中川	斉史
副教育長	高崎	美穂
教育改革統括監	真相	秀也
教育次長（幼少中学校担当）	遠藤	岳哉
教育政策課長	玉岡	あき子
高校教育課長	藤本	智美
体育健康安全課長	國方	正一

【提出予定議案】（説明資料（その2））

○ 議案第13号 令和8年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

【報告事項】

なし

井村保裕委員長

ただいまから文教厚生委員会を開会いたします。（13時03分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の調査を行います。

この際、教育委員会関係の追加提出予定議案について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

中川教育長

それでは、6月定例会閉会日に追加提出予定の教育委員会関係の議案につきまして、御説明いたします。

お手元のタブレットの文教厚生委員会説明資料（その2）の3ページを御覧ください。

一般会計予算の歳入歳出予算総括表でございます。

表の一番下、左から3列目、補正額の欄に記載のとおり、合計で3,000万円の増額補正をお願いしており、補正後の予算額は合計で904億9,709万8,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄のとおりでございます。

続きまして、課別主要事項説明により、各課の事項について御説明させていただきます。

4ページを御覧ください。高校教育課でございます。

文化及び文化財費の摘要欄①のア、安全安心な部活動大会等移動支援事業の1,050万円は、原油価格・物価高騰による保護者負担を軽減し、部活動の遠征等における生徒の安全・安心を確保するため、文化部における長距離移動を伴う全国・四国大会等への参加に係る移動経費の一部を支援するものでございます。

5ページを御覧ください。体育健康安全課でございます。

体育振興費の摘要欄①のア、安全安心な部活動大会等移動支援事業の1,950万円は、先ほどと同様に、運動部における長距離移動を伴う全国・四国大会等への参加に係る移動経費の一部を支援するものでございます。

提出予定案件の説明は以上でございます。

なお、報告事項はございません。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

井村保裕委員長

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑につきましては追加提出予定議案に関連する質疑にとどめたいと思いますので、御協力をよろしくお願いいたします。

また、先ほど開会された議会運営委員会において、追加提出予定議案については本日の委員会で十分審議の上、明日の本会議においては委員会付託を省略して議決することが決定いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

木下賢功委員

私からは、安全安心な部活動大会等移動支援事業についてお伺いいたします。

今回の事業につきましては、さきの本会議で我が会派の嘉見会長が代表質問を行ったものではございますが、事業の目的と概要について改めて説明をお願いします。

國方体育健康安全課長

木下委員より、本事業の目的と概要について御質問を頂きました。

福島県で発生しましたバス事故を受けまして、5月に県教育委員会で行いました県内の状況調査では、高校における教員の運転負担や部活動関係者管理自動車の公務使用に関する要綱の一部が遵守されていなかったことが確認されました。

また、近年の物価高騰に伴い、安全な貸切バス等の確保が財政的に難しいという現場の声も寄せられております。

県の代表として参加する公式大会は練習試合等とは異なり会場地を選べず長距離移動になりやすいことから、特に疲労や危険のおそれが高まる県外への移動経費を支援することといたしました。

具体的な内容につきましては、対象は県立学校における四国外で開催される全国大会等への参加、又は四国内で開催される全国大会や四国大会等への参加でございます。

ただし、四国内の大会につきましては、部活動関係者管理自動車の公務使用に関する要綱において、運転手の交代が必要とされる片道200km以上の移動を伴うものに対象を限定しております。

これらの遠征において、飛行機や鉄道、貸切りを含むバスの公共交通機関等を利用した場合や、部活動関係者管理自動車等の運転を外部委託した場合に補助を実施いたします。

補助額につきましては参加選手一人当たり2万円を上限とし、経費の3分の1程度を支給する仕組みとしております。

木下賢功委員

補助対象は四国外で開催される全国大会等や四国内で開催される片道200km以上の全国・四国大会等ではありますが、対象となる大会や生徒の規模はどの程度を見込んでいるのか。また7月下旬から全国高校総体が始まりますが、この大会への申請や補助の実行は間に合うスケジュールになっているのか。今後の事業のスケジュールについて教えてください。

國方体育健康安全課長

木下委員より、支援対象の規模と今後のスケジュールについての御質問を頂きました。

具体的な支援対象としましては、スポーツ及び文化芸術活動を合わせて約100大会、生徒数は約1,700名を見込んでおります。

今後のスケジュールにつきましては、遠征時により安全とされる公共交通機関等の活用を促すため本補正予算の成立後、速やかに補助要綱等のルール整備を進め、7月下旬の全国高校総体から順次活用を図る方針でおります。

また本制度は予算成立後の適用となるため、補正予算成立前に開催された大会やコンクールについては支援の対象外としております。

木下賢功委員

事前調査におきまして、部活動の遠征時に保護者の同意や教職員の同乗など、要綱が遵守できていないケースが報告されています。

保護者等への経済的支援も重要ですが、併せて学校現場での安全・安心な環境整備も不

可欠だと考えます。

これまでの調査結果等を踏まえ、県教育委員会として今後どのように環境整備に取り組んでいくのか教えてください。

國方体育健康安全課長

木下委員より、安全・安心な環境整備についての御質問を頂きました。

今回の調査によって浮き彫りとなりました様々な課題に対し、県教育委員会としては生徒の安全確保を最優先に掲げて取り組んでまいります。

具体的には、遠征の計画を部活動顧問だけに任せるのではなく、学校組織全体でその必要性から慎重に検討するよう周知をしてまいります。

また、事前調査で報告のあった保護者の同意や職員の同乗の不徹底、並びに使用許可願の未提出や運行計画の未作成などの要綱未遵守を防ぐため、各種申請手続や遵守状況の確認等を確実に効率的に把握、管理できる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

その上で、先日6月30日に国が取りまとめた学校教育等に関する移動の安全確保のための対策で示されております、ガバナンスの徹底や安全管理チェックシートの活用など、実効性のある対策に沿って、県警察等の関係機関とも連携しながら、現場において安全が担保できる適切な運用体制を構築してまいります。

木下賢功委員

今後の対応に当たっては学校現場の意見を十分に反映させ、教職員の負担軽減につながる方策を検討していただくとともに、子供たちの安全確保と保護者が安心して送り出せる環境づくりへ迅速に取り組んでいただくことをお願いし、質問を終わらせていただきます。

扶川敦委員

今、紹介のあった6月30日の国の対策ですが、原則として公共交通機関、貸切バス等、又はスクールバスを利用するのが原則で、ただ部活動については公共交通機関、貸切バス利用を一律の原則としているわけではなくて、長距離・長時間の移動が必要な場合は危ないです。地域の実情を踏まえ利用可能な範囲で、公共交通機関も含めて検討すると、そういう理解だと思うんです。それでよろしいですね。

國方体育健康安全課長

扶川委員より、国の通知についての内容の確認がありました。

委員がおっしゃるとおり、国の方針では教育課程内の活動において移動が必要な場合は公共交通機関、貸切バス等又はスクールバスを利用することが基本とされています。

部活動など教育課程外の活動においても、特に長距離や長時間の移動が必要な場合は地域の実情を踏まえつつ、公共交通機関等の利用を含めて移動手段を検討することが重要と記載されております。

扶川敦委員

教職員の負担軽減をしてほしいというアンケート調査の中にも出ているけど、私が一番

お聞きしたいのは、これがどこまでできているかについてです。

事故を起こした場合、過失致傷だったり、道路交通法違反だったり、そういう刑事責任を学校が取ってくれるわけではないですね。

國方体育健康安全課長

扶川委員より、事故が起こったときの責任の所在ということで御質問を頂きました。

委員から御質問がありました刑事責任につきましては、事故の責任ですので、そこについては本人の責任になりますが、万が一事故が起こったときに教員を守るための方策といましては、本県では平成26年度に部活動関係者管理自動車の公務使用に関する要綱を策定いたしました。

これによって万が一の事故の際にも、教員を法的に守るために策定しております要綱に基づく手続を踏むことで公務としての位置付けを明確にし、教員個人のリスク軽減を図っております。

事前に引率計画や運転者の適正、資格、自動車の安全性等について学校の管理職が安全管理チェックシート等を用いて承認することで、運行の責任を教員個人に負わせるのではなく、学校組織として共有する体制となっております。

扶川敦委員

部活動関係者管理自動車は調査での数字で74件と出ていますが、今、何台あるんですか。

國方体育健康安全課長

台数につきましては49台で、運転者は74人登録されております。学校数につきましては25校となっております。

扶川敦委員

ざっと要綱を読みましたが、なかなか厳しい点検、チェックをするようになっていきますよね。

それは必要なことなので、本当は文部科学省の許可を受けているような業者であれば、それを仕事でもうけているわけですから、しっかりやっていますよね。これをやること自体が学校にとっても負担だろうし、先生にとっても負担だろうと思うんです。

この中で運行管理責任者と安全運転管理者というのがありますが、現状どういう人たちがやっているんですか。

國方体育健康安全課長

責任者については学校長が登録されております。運行管理者につきましては、各学校の教頭先生がしている場合が多くなっております。

扶川敦委員

校長にしても教頭にしても、学校の先生ですからこの責任も大きいですね。きちんと管理ができていなかったら管理責任も問われるわけですから。それを怠っていたら、場合に

よったら刑事罰で責任を問われることもあり得ると思うのです。

北海道で遊覧船が沈没した時、そうなったではないですか。大変な責任になっています。それに対しても負担が非常に大きいと思います。

文部科学省によると原則は公共交通機関を使うんだけど、こういう形で部活動関係者の管理自動車とか、レンタカーなんかも使ってもいいとなっています。

いかにも私は中途半端だと思います。だから国の方針が30日に出たからといって、これでいいのかという部分が残っているわけです。

県として、これからルールづくりをしていくわけですが、私が今申し上げた観点から、県としてももう少し踏み込んでやれないかお聞きします。学校の先生の仕事は引率に行って、例えばバスの中で子供の状況を見るとか、降りてからもきちんと見ることであり、責任重大です。

前段階からの準備や1日中一生懸命働いて、その上に本来の業務ではない運転をさせるというのは、どう考えても酷だと思うのです。このあたりについてはどのようにお考えですか。

國方体育健康安全課長

教員の負担についての御質問を頂きました。

教員自らが車両を運転して生徒を引率することは教員の負担が大きいということ、また運転による事故リスクを伴うため、重要な課題であると認識しております。

先ほども申し上げました部活動関係者管理自動車の要綱は作っておりますが、本県としては、原則は公共交通機関を利用してということにしております。

ただ、各部活動の競技特性や各部の事情もあり、教員の運転が必要な場合も出ておりますので、今後の遠征の計画に当たりましては、先ほども申し上げたように、顧問だけに任せるのではなく学校組織全体で、その必要性から慎重に計画等、検討していくよう周知徹底してまいりたいと考えております。

扶川敦委員

私が聞くのを忘れていましたけれども、49台というのは学校が保有している車ではないでしょう。どういう車なんですか。

國方体育健康安全課長

部活動関係者管理自動車の49台はどのような車なのかということですが、これにつきましては各部の部活動に関係する顧問であるとか、部活動のOB会であるとか、あと保護者会、そういった関係者が所有するマイクロバス等ということになります。

扶川敦委員

日常的にそういう方々がメンテナンスしているのでしょうか。それも負担が大きいですよ。なぜそうなのか。

部活動の位置付けが低いのかなと思ったんですけど、もちろん地域のクラブなんかがあって部活の地域移行なんかが進んでいるから、そちらはどうなのかという意見が出るか

もしれません。その場合だって学校がきちんとしたことをやっていれば、それに倣った仕組みを求めることができると思うのです。

地域で安全管理が十分ではなかったときに、学校でだってやっていないではないかと、部活でもやっていないではないかと言われたらおしまいではないですか。

学校の部活でやる以上は、徹底した安全管理は当然ですし、ルールを守るのも大切ですが、ルールを厳密に守れ、守れと言っているだけでは負担軽減にならないではないですか。これはどうかと思います。

そういう意味で今回の予算は、私は賛成なんです。長距離だけにとどめずに、四国島内だったら200km以内になっています。これは往復ですか。もっと近い分についてもきちんと支援ができるような仕組みを作るべきだと思います。

30日に国の方針が出たとして、この後、国の方針がどんどん出てくる見通しがないんだったら、今から県のルールは作っていくんですよね。

今、私が申し上げたような、より短距離のものについても、きちんと教員の負担軽減や安全対策もできるように、公共交通の原則としてその費用を一定負担することをやってもいいと思うんです。そういう方向で検討することはできませんか。

國方体育健康安全課長

今後の安全対策の方針についてでございますが、国からは現時点で新たな方針が出るという情報は入っておりません。

しかし、今後も国の動向を注視しながら、安全な部活動の移動について対策をとっていきたいと考えております。

また支援等につきましては、今回の事業効果を検証するとともに社会情勢も踏まえながら必要な対策を検討していきたいと考えております。

扶川敦委員

お金がどのくらい要るかということもあるから、全部補助するのは私も大変だと分かっています。

例えば、短距離のものでも支援するとしたら一体どのくらいのお金が必要なんだと。3分の1支援する、半分支援するでもいいです。短距離だから余り負担は大きくないと思うので、そういう試算をきちんとして、調査して、その結果をもって、短距離といえども事故が起こるんだから、きちんと応援してくださいよ、そういうルールにしましょうよということを国に意見を申し上げていくことも大事だと思います。

今後そのような情報を集めて調査して、取りまとめて、それをもって国に対して意見を言っていくことはできませんか。お尋ねします。

國方体育健康安全課長

遠征等に関する費用の調査という御質問を頂きました。

今後、県教育委員会としましても様々な遠征等に係る費用について十分調査をして、他県の状況も確認しながら対応してまいりたいと考えております。

東条恭子委員

お二人から質問していただいたんですけれども、今回、緊急対応ということで理解しています。

先ほど人数や大会の件数を聞かれましたら1,700名とおっしゃったんですけれども、一人2万円として計算したら1,500名ぐらいの予算になるかと思うんです。2万円全額使う人もいるかも分からないのでこのぐらいの予算なのかお聞きしたいです。

また、扶川委員も言われたんですけれども、四国外大会が補助対象となっていますが、競技によったら大会開催地が偏っている場合もあると思うんです。

結果として補助の恩恵は全然受けられないということで、また四国内でも片道200kmといたら、大会の対象はすごく差が出てきて、対象が少ないと思うんです。

徳島からの距離感を考えると該当しないケースもあると思うので、競技間の公平性をこれからどう担保していくのかも是非考慮していただきたいです。

先ほど言われたように、短い距離でも何回も行かなければいけない状況や全国大会のために行かなければいけないケースもあると思うので、そういうようなことも考慮していただきたいと思います。

今回の補助は県立学校のみという状況ですけれども、徳島県の子供たちと考えたときに、私立学校の方も入るのではないかと思うのです。今回、県立学校のみとしたのはどういう理由か説明いただけたら有り難いです。

國方体育健康安全課長

東条委員より今回、県立学校のみを対象にしたのはなぜかという御質問を頂きました。

今回の事業につきましては、生徒の安全確保に向け、まずは生徒が安心して全国の舞台に臨めるよう長距離移動を伴う公式大会やコンクールへの参加を優先的な支援対象として設定いたしました。

県立学校のみというところですが、学校の設置者はその設置する学校を管理し、法令に特別の定めのある場合を除いては、その学校の経費を負担するとされておりますので、学校に係る経費につきましては設置者負担が原則となっているところです。

そういう理由で今回は県立のみで設定させていただきました。

東条恭子委員

全国大会はなかなか行けないということもあります。今回の補正予算は、先ほども出ましたけれども、先日の痛ましい事故を受けて子供たちの安全・安心を守るために急いで作られたと思います。

せつかくの予算でございます。より多くの子供たちが使いやすく、現場の負担をできるだけ減らし、競技間の公平性も確保する仕組みに今後すべきだと思いますので、そのことも考慮していただいて、今後は対象範囲の拡大だとか制度設計の見直しを現場の先生方、それから保護者の御意見も聞いて、是非検討していただくよう要望しておきます。

井村保裕委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で教育委員会関係の調査を終わります。

これをもって、文教厚生委員会を閉会いたします。（13時31分）